

「平成27年度沖縄県グリーン購入調達方針」 改正箇所

P.21・・・文具類の「ダストブロー」に関して判断の基準の見直し有り。

P.31～・・・これまでの「OA機器」を、以下の分野3つに分割。

- ①画像機器等 :コピー機等、プリンタ機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、カートリッジ等、
- ②電子計算機等 :電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア
- ③オフィス機器等 :シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電池

P.31～46・・・コピー機等の判断基準及び配慮事項の追加、インクジェット方式の区分を変更。

P.39・・・「プリンタ/ファクシミリ兼用機」を「プリンタ複合機」に名称変更。

P.76・・・一次電池について、判断基準の見直しあり(表)。

P.77・・・分野名称を「移動電話等」に変更。

P.77～・・・移動電話等において「スマートフォン」項目の追加。

P.80～87・・・家電製品分野において、判断基準の見直し、追加及び経過措置の延長あり。

P.88～94・・・エアコンディショナー等の分野で、判断基準及び配慮事項の追加。

P.95～103・・・温水器等の分野で、経過措置の延長、判断基準の見直しあり。

P.104～110・・・照明の分野で、判断基準の強化。

P.111～121・・・自動車等で配慮事項の追加。

P.126～134・・・インテリア・寝装寝具において、「金属製ブラインド」項目の追加。

P.143～148・・・設備の分野において、判断基準の見直し。

P.157～184・・・公共工事分野で、判断基準の改正及び「合板型枠」項目の追加。

P.185～223・・・役務分野で判断基準の見直し、変更あり。